

質問書に対する回答

件名) 千葉管理事務所 保全計画施工管理業務

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>手続開始公示説明書4-2参加表明の作成に係る留意事項(1) 1) 一般的な留意事項⑩</p>	<p>公示されている施工業務管理業務案件で長野工事事務所①「長野工事事務所管内 工務課施工管理業務」(参加表明:4/17、選定予定日:4/26、技術提案書:5/27、特定及び非特定の通知予定日:6/3)と本件②「千葉管理事務所 保全計画施工管理業務」(参加表明:5/7、選定予定日:5/15、技術提案書:5/29、特定及び非特定の通知予定日:6/4)の参加につきまして、本件②の参加表明時では、①業務の受注等が決定していない状況において、同一の技術者で調達手続の参加は可能でしょうか。ご教示お願いいたします。</p>	<p>参加表明時に、同一の技術者で登録・申請等を行っている他の業務で受注が決定していない状況であれば、同一の技術者で調達手続きの参加は可能です。</p>
2	<p>手続開始公示説明書4-2参加表明の作成に係る留意事項(1) 1) 一般的な留意事項⑩</p>	<p>「同一の技術者を本件のほか別の業務に重複して配置予定技術として登録・申請を行う場合で、別の業務で先に受注等を行ったことで、その技術者を配置できなくなった場合は、当該業務の調達手続に参加してはならないものとする」とありますが、先行する公示案件に引き続き同一の技術者で本件の調達手続に参加しようとする場合、調達手続の可否については、どの時点で判断すれば良いでしょうか。ご教示お願いいたします。</p>	<p>調達手続き参加の可否については、先行する業務の契約締結時点です。ただし、見積書提出後の辞退は、競争参加資格停止措置を講じる場合がありますのでご注意ください。</p>